

【機能強化加算の基準事項】

当院では、地域におけるかかりつけ医機能として必要に応じて以下の取り組みを行っております。

- ①患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理。
- ②必要に応じて専門医師又は専門医療機関への紹介。
- ③健康診断の結果などの健康管理に係る相談。
- ④保健・福祉サービスに係る相談。
- ⑤診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供。

【ICT を用いた連携体制について（在宅医療情報連携加算）の基準事項】

当院では在宅で療養を行っている患者様の診療情報等について保険医療機関、介護保険法に定める事業者等と ICT を用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有しています。

≪連携機関≫別紙ご参照ください

【医療 DX 推進体制整備加算・医療情報取得加算の基準事項】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。

患者様に対し、受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めております。

マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願い致します。

* 「障がい者医療証」「指定難病医療受給者証」「こども医療証」等は、現在のところマイナンバーカードで確認できません。引き続きご持参ください。

* 2024 年 12 月 2 日から現行の健康保険証は発行されなくなります。

※2024 年 12 月 2 日時点で有効な保険証は最大 1 年間有効です。

※ただし 2025 年 12 月以前に有効期限が来るときは有効期限が優先されます。

※マイナンバーカードを持たない方には、現在の保険証が使えなくなる時期に「資格確認証」が郵送される予定です。